

Vamos バモス

いっしょにやろうよ
わが家で、地域で、そして職場でも

高崎市男女平等広報

vol.2

バモスとはスペイン語で
「一緒に行こう」又は「～しよう」と説く意味で、日常会話で気軽に用いられる言葉です。

結婚は生まれ変わりか イベントか それとも 新たなパートナー シップのスタート？

花嫁御寮はなぜ泣くのだろう？

戦前の結婚は、男性には人生の一通過点（イベント）でしたが、女性にとっては、娘として過ごした生家と決別し、嫁として他家で新しい生活を始めることがあり、ある意味では生まれ変わることでした。

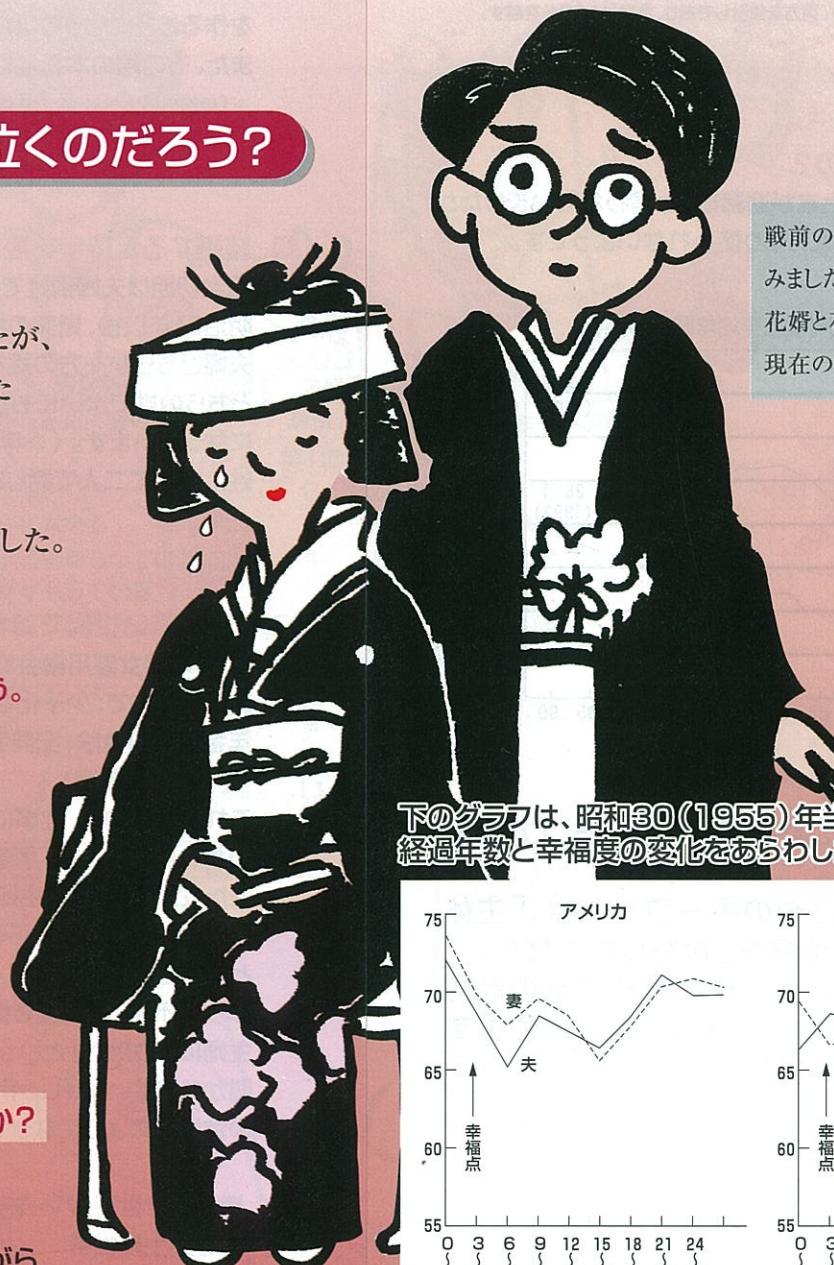
花嫁の涙の理由の一つには、そうした背景もあったのでしょうか。

法律上（“明治”民法）も夫の親を筆頭者とした戸籍に嫁として書き加えられていました。

西暦2000年

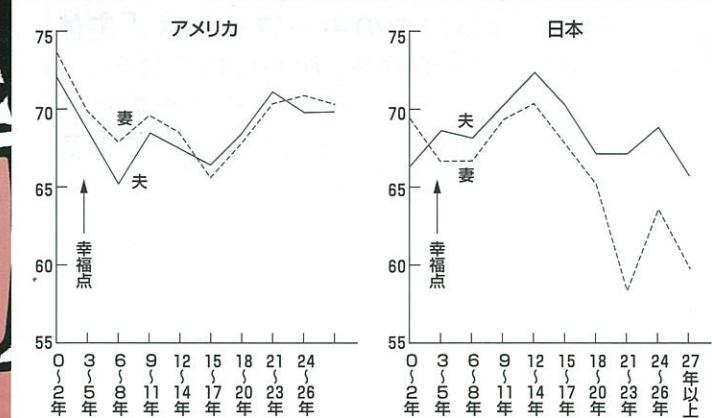
結婚はどう変わったでしょうか？

ページを開いて、現代の結婚披露宴風景を見ながら一緒に考えてみて下さい。



戦前の結婚写真をイラストにしてみました。
花婿と花嫁の位置、花嫁衣裳など、現在のものと比べてみて下さい。

下のグラフは、昭和30（1955）年当時の結婚生活における経過年数と幸福度の変化をあらわしたものです。



出典:牛島義友「家族関係の心理」(1955)による。

Q. 最近、結婚式で泣く花嫁が増えてきているのはなぜ?

- A. 男性がすなおに感情表現できるようになったこと、
男性にとっての結婚式が、単なるイベント以上の意味を持つようになっているためかもしれません。

Q. 結婚式は誰のもの?

- A. 「自分たち二人のもの」と答える人が増えています。
式場の表示が、「○○家」でなく新郎新婦の名前だったり、仲人のいない結婚式が行われるようになってきているのも家と家の結婚というより、個人と個人の結婚という意識の表れなのでしょう。

Q. 結婚すると戸籍はどう変わる?

- A. 戦前は、結婚した女性は夫家の戸籍に、婦(嫁)として書き加えられましたが、現在では、夫婦だけの新しい戸籍を作ることになっています。
また、その際の本籍地は、自由に選ぶことができます。

※「婚姻の届出があったときは、夫婦について新戸籍を編成する」(戸籍法16条)

Q. 結婚すると苗字を変えなくてはいけないの?

- A. 明治初期は夫婦別姓で、女性は結婚後も生家の苗字のままでした。明治31年以後、夫家の姓に変えることが義務づけられ、戦後は、夫婦どちらか一方の姓を名乗る夫婦同姓が定めされました。どちらの姓でよいにもかかわらず、現在94%以上の人人が夫の苗字になっています。(※年表1参照)
姓について二人で話しあうことが大切ですね。

Q. 最近、若い世代では専業主婦を望む女性も増えている?

- A. 1985年男女雇用機会均等法が公布され、キャリアウーマン志向が高まる一方で、少子化などの対策として、専業主婦に対する国民年金保険料免除、配偶者特別控除等の税制優遇策がとされました。(※年表3参照)

これが結果的に、仕事に対する女性のかかわり方に大きく影響してきています。また、これらの専業主婦優遇策により、働く女性との間に不平等が生じている、と指摘されています。昨今の不況・就職難も相まって、「専業主婦になりたい」という若い女性の声は聞かれます。しかし、平成9年での実際の数は次のようになっています。

■共働き世帯(パートを含む) 47.9%
■専業主婦世帯 36.7%

ミレニアム・ウェディング

結婚は一組の男女の結びつきの儀式であり、

新しい人生の出発点ですが、それは

必ずしも、二人で一つの人生を生きることではありません。

二人の結びつきと二人で生きることには、人生を無限大に膨らませるものがあります。

お互いを自立した存在と認めあい、それぞれの生き方をサポートすることが

結婚の大切な意味なのではないでしょうか。

性別役割分担意識から、もうそろそろ抜け出してみませんか。

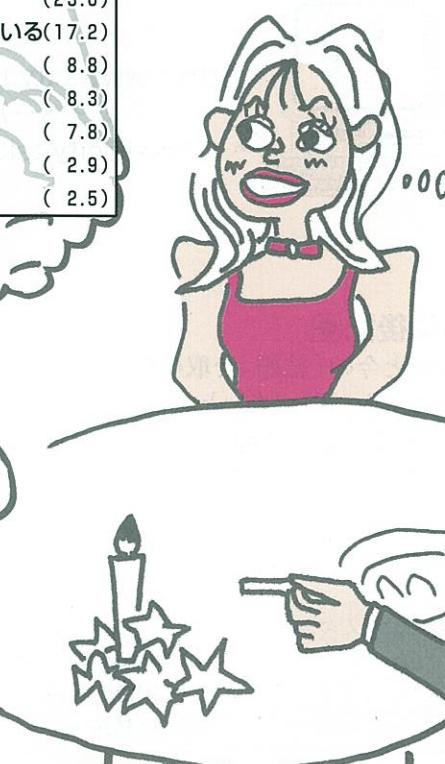
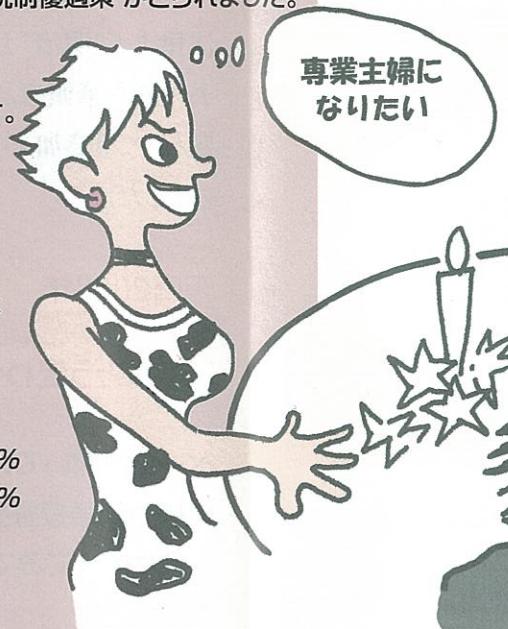
思いがけない自分を発見できるはずです。

花嫁の涙のわけは?



男性からみた妻の条件	順位	女性からみた夫の条件	
性格が合う	(74.8)	性格が合う	(77.9)
家事ができる	2	収入の安定	(51.0)
家庭を第一に考える	(35.7)	家庭を第一に考える	(45.6)
自分にない性格をもっている	(30.1)	共通の趣味をもっている	(26.5)
共通の趣味をもっている	(24.5)	自分を束縛しない	(24.5)
自分を束縛しない	(24.5)	金銭感覚が似ている	(23.0)
容姿	(22.4)	自分にない性格をもっている	(17.2)
金銭感覚が似ている	(11.2)	容姿	(8.8)
収入の安定	(4.2)	収入が高い	(8.3)
学歴	(2.8)	学歴	(7.8)
資産	(2.8)	資産	(2.9)
収入が高い	(1.4)	家事ができる	(2.5)

出典: 経済企画庁「国民生活白書」(1992)



Q. 結婚式で花嫁が泣かなくなったのはなぜ?

- A. 結婚してもそのまま仕事を続ける女性が増えてくるなど、女性にとって結婚は生まれ変わりではなく、単なるイベントになってきているかもしれません。

※イベント ●重要なできごと、事件、年中の行事という意味でここでは使っています。

Q. 家事は誰のもの?

- A. 「家事は二人で」と答える人が増えるといいですね。

共働き夫婦の家事分担の状況(1990年)

	東京		ニューヨーク		ロンドン	
	主婦	夫	主婦	夫	主婦	夫
朝食の支度	96	0	72	17	55	14
夕食の支度	93	0	89	5	93	9
洗濯をする	95	0	84	8	92	4
ゴミを外に出す	80	9	13	73	45	47
戸締りの確認	76	6	47	47	50	46
部屋の掃除	78	4	75	3	82	3
家計簿をつける	45	0	55	44	50	44

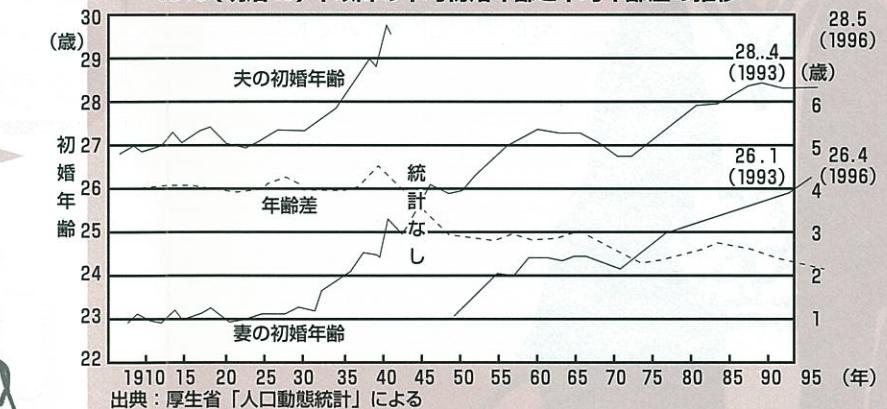
出典:旭化成・共働き研究所「東京・ニューヨーク・ロンドン共働き家族の生活比較調査」(1990)による。

ロンドンは主担当者が2人いる場合、両方を集計しており、合計は100%を越す。

Q. 適齢期って誰が決めるの?

- A. 少し前までは、「結婚するときが適齢期」と言われていましたが、今は、適齢期という言葉さえあまり使われないようです。(※年表2参照)

1910(明治43)年以降の平均初婚年齢と平均年齢差の推移



幸せになるための選択肢は、一つではありません。

幸せになるためのキーワードは、「主体的選択」と「多様性」かもしれません。自分で選んだことが尊重されるのと同じように、他の人が選んだことも尊重する姿勢が大切ですね。

参照年表

*年表1 [夫婦の姓に関する経過]

- 1870(明治3) 平民の苗字(姓)使用が認められる
1876(明治9) 「婦女人ニ嫁スルモ仍ホ所生ノ氏ヲ用フヘキ事」(太政官指令)=夫婦別姓
1898(明治31) 「妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル」("明治"民法788条)
「戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ称ス」("明治"民法746条)=婚家姓
1947(昭和22) 「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」(民法第750条)=夫婦同姓
1999(平成11) 12.10選択的夫婦別姓制度などを含む民法改正案が議員立法で国会に提出(3度目)→現在継続審議中

*年表2 [結婚年齢に関する経緯]

- 1925(大正14) 臨時法制審議会総会、自由結婚年齢を20歳に下げる可決
1939(昭和14) 厚生省、結婚十訓を発表。「晩婚を避けよ」「産めよ増やせよ」など
1941(昭和16) 男25歳、女21歳までに結婚をと厚生省
1943(昭和18) 厚生省、出産増加と結婚奨励など「健民運動実施要綱」を各地方長官に通達
1943(昭和18) 厚相、人口増をめざし結婚平均年齢(女子24歳)の3歳引き下げを奨励と答弁
1990(平成2) 厚生省調べで初婚年齢は男28.5歳、女25.8歳で世界最年長

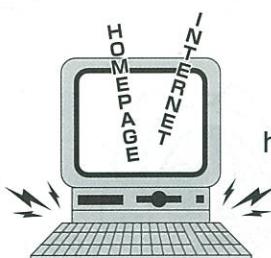
*年表3 [専業主婦優遇税制]

- 1961(昭和36) 夫の健康保険証の使用
1985(昭和60) 第3号被保険者として国民年金保険料免除
1986(昭和61) 所得税における配偶者特別控除導入

INFORMATION

見ていただけました?

インターネット ホームページ



◎ホームページアドレス◎
<http://www.city.takasaki.gunma.jp/>
◎電子メールアドレス◎
josei@city.takasaki.gunma.jp

◆編集後記◆

戦前と今の「結婚」を取り上げてみました。どの時代の制度が正しいとか、正しくないということではなく、〈男性〉対〈女性〉という画一的な対立構図でもなく、固定観念を捨てて、それぞれが主体的な選択ができるようになるといいですね。

(編集委員一同)

1999年6月23日

男女共同参画社会基本法

が公布・施行されました

家庭でも職場でも地域社会でも
男女はともに對等なパートナーに

基本理念



- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度等についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

責務



- 国…………… 基本理念を踏まえた施策の総合的な策定・実施
地方公共団体… 国の施策に準じた施策及び区域の特性に応じた施策の策定・実施
国民…………… 職場・学校・地域・家庭等で男女共同参画の実現に努める

男女共同参画社会

男女が、社会の**対等な構成員**として、**自らの意志**によって社会のあらゆる分野における活動に**参画する機会**が確保され、もって**男女が均等**に政治的、経済的、社会的及び文化的**利益を享受**することができ、かつ、**共に責任を担うべき社会**

■編集スタッフ

平成11年度高崎男女平等広報編集委員会
荒瀬隆子 大堀寿美江 加藤睦子 佐藤久恵 中島とみ子 堀口光子
イラスト／荒瀬尚代 小林政子

■編集・発行

高崎市市民部女性・生活課女性政策室
〒370-8501高崎市高松町35-1
TEL 027-321-1227 Fax 027-327-6470